

亀山公園大型複合遊具等更新工事に関する
要求水準書

1 要求水準書の意義

本要求水準書は、亀山公園大型複合遊具等更新工事に係る公募型プロポーザルの参加業者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、本要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たした上で、本件事業に関する提案を行うことができる。

2 工事の概要

- (1) 工事名 亀山公園大型複合遊具等更新工事
- (2) 工事箇所 亀山市 若山町 地内
- (3) 遊具施設の工事エリア：わんぱく広場
- (4) 工事概要

わんぱく広場内の既設ローラースライダー、複合遊具等を撤去・更新する

ア 遊具等設置に伴う測量・設計 一式

イ 複合遊具等の製作設置工事（土工・基礎工事含む） 一式

ウ 既設複合遊具等撤去工事（複合遊具・スプリング遊具等） 一式

エ 遊具設置に伴う安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等） 一式

オ ローラースライダーの製作設置工事（土工・基礎工事含む） 一式

カ 既設ローラースライダー撤去工事 一式

※下記契約上限金額の範囲内で、遊具の追加等、実施可能な事項があれば積極的な提案を求める。

- (5) 契約上限金額 140,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (6) 工期 契約締結日から令和6年3月20日まで

3 提案を求める遊具等

<必須事項>

- (1) ローラースライダー（地形を生かした配置で、全長70m以上のもの） 1基以上
- (2) 複合遊具（インクルーシブ要素を取り入れること） 1基以上
- (3) インクルーシブ遊具
- (4) 幼児用遊具
- (5) 乳幼児用遊具
- (6) 遊具設置に伴う案内看板等

※上記（3）～（5）の各遊具について、（2）複合遊具の要素として兼ねることも可能とする。

<提案可能事項>

- (1) ベンチ、東屋等の休憩施設
- (2) その他、遊具を利用するために必要となる施設

4 要求水準

- (1) 子どもの冒険心や挑戦意欲を育み、多様な動きが経験できるよう様々な遊びを提供できる遊具を取り入れること。
- (2) 思わず遊具をめぐりたくなるような施設配置を工夫すること。
- (3) 楽しく体を動かす時間を提供できる遊具とすること。
- (4) 公園シンボルとなるような規模及び外観の遊具を設置すること。
- (5) 遊具の対象年齢は原則12歳までとする。
- (6) 幼児用遊具の対象年齢は3歳～6歳とすること。
- (7) 乳幼児用遊具の対象年齢は1歳～3歳とすること。
- (8) 子どもたちの好奇心を刺激し、既存遊具の特徴を盛り込み、冒険感覚でアスレチック性の高い遊具とすること。
- (9) 配置する遊具の動線や利用者の安全に配慮し、必要な措置を図ること。
- (10) 保護者等が子どもの状況を把握できるよう視認性を考慮すること。
- (11) 各遊具のわかりやすい位置に、遊具の対象年齢を示すシールを貼付すること。
- (12) 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内看板、安全マット、安全柵等を適切に配置すること。
- (13) 提案遊具の形状等を考慮し、安全な利用を確保するために、クッション性のあるシート状材等の敷設を検討すること。
- (14) 遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- (15) 遊具等の塗装は、耐久性に優れているだけでなく、汎用性のあるものを使用すること。
- (16) 遊具等は、維持管理がしやすいよう、部材ごとの交換や修繕が容易な構造・材質とすること。また、交換部品の調達が容易であること。
- (17) 遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（平成26年6月国土交通省）又は「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に準拠すること。
- (18) 公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品とすること。又は、公園施設団体賠償責任保険と同等以上の保険の対象となる製品とすること。
- (19) 炎天下での公園利用時の暑さ対策・熱中症対策等、公園利用者に対し配慮した材質・構造・配置とすること。

- (20) 遊具等は、周辺の風景と調和のとれた配色・デザインとすること。
- (21) ユニバーサルデザイン及びインクルーシブ要素を積極的に取り入れた遊具の選定及び設置に配慮すること。
- (22) 遊具等の提案にあたっては、インクルーシブ遊具懇談会での意見や亀山公園の遊具更新に伴うアンケート調査結果等を参考とし、住民の意見を十分に反映させたものとする。
- (23) わんぱく広場内既設遊具等について、再利用可能なものについては移設等、再利用も可能とする。

4 施工条件

- (1) 施工時間帯
原則として作業時間は8時30分～17時00分とし、土・日曜日及び祝日は休工とする。(管理者が認める場合はこの限りでない。)
- (2) 共通仕様
三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版(最新改定:令和5年2月))及び国土交通省公園緑地工事共通仕様書(令和4年11月)に準じて施工すること。
- (3) 建設副産物
現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)及び産業廃棄物処理法を遵守し、適正に処分すること。
- (4) 安全管理
亀山公園内で、施工に必要な範囲において立入禁止措置を講じて作業することとし、来園者の安全管理を徹底すること。
- (5) 提出書類
三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版(最新改定:令和4年7月))に準じて提出すること。
- (6) 施工上支障となる物件等
遊具及び安全領域の支障となる位置に地下埋設物等があった場合は、移設等の必要な措置を講じて対応すること。また、施工の際は本市と施工方法を協議の上実施すること。
施工に支障となる物件の移設及び樹木剪定等の費用についても提案金額に含むこと。
- (7) 地盤指示力の確認
構造上必要な地盤支持力について複合遊具1本以上及びローラースライダー1本以上の現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講ずること。なお、既存ボーリングデータ等はありません。

5 本工事の留意事項

- (1) 本工事は、本書に基づいて実施すること。
- (2) 工事の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 工事の実施に当たり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもと進めること。
- (4) 工事の実施にあたり、工事にかかる最新の事例、情報を収集し、工事への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 工事の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 工事の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 本工事の全部又は主要な部分（遊具製作等）を一括して、第三者に再委託してはならない。
- (8) 本工事の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 既存遊具の撤去前、撤去後において、安全管理を徹底すること。なお、既存遊具に起因する事故等が生じた場合は、受託者にて対応すること。
- (10) 本書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (11) 提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。

7 市提供資料

- (1) 位置図（資料1）
 - (2) 平面図（資料2）
 - (3) 亀山公園の遊具更新に伴うアンケート調査結果（資料3）
 - (4) インクルーシブ懇談会意見まとめ（資料4）
 - (5) 既存遊具図面（資料5）
- ※その他必要となる書類等がある場合には、担当部署へ申し出ること。